第1号様式（第５条関係）

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付申請書

年　　月　　日

世田谷区長　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

代表者氏名

　助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１　申請金額

|  |  |
| --- | --- |
| 助　成　金 | 円 |

２　助成対象事業の目的、内容及び効果

３　国又は他の地方公共団体等からの補助の有無

　　　　有　・　無

４　添付書類

（１）研修等計画書（第２号様式）

（２）財産目録、貸借対照表及び収支計算書

（３）申請者の営む主な事業を確認できる書類

　　（４）その他（　事業計画書、収支予算書　）

第２号様式（第５条関係）

研　修　等　計　画　書

１　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 所在地 |  |
| 担当者名 |  | 連絡先 |  |

２　事業所の名称

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 |  | | 所在地 |  |
| 定員 | 認知症対応型共同生活介護事業所：　　　人 | 小規模多機能型居宅介護事業所（登録定員）：　　　人 | | |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所（登録定員）：　　　人 | | |

３　研修等の内容　※備考欄には、（１）～（４）のいずれかを記入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定時期 | 内　　容 | 必要経費見込額(円) | 国又は他の地方公共団体等からの補助が有の場合、金額を記入 | 備考（※） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 | | A | B |  |

４　実支出予定額　　　　　　　　　　　　円（A－B）

５　助成金申請額　　　　　　　　　　　　円（要綱第４条に定める交付額と実支出予定額を比べて低い方の額）

第３号様式（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付可否決定通知書

　　　　　　　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　世田谷区長　　印

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった助成金の交付については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

１　助成金の交付をします。

|  |
| --- |
| 助成金交付決定金額 |
| 円 |

　助成の条件は、下記及び別記「助成条件」のとおり。

２　助成金の交付をしません。

　　（理由）

第３号様式の別記

「助成条件」

（１） 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業変更・中止・廃止承認申請書により区長の承認を受けなければならない。ただし、①及び②に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

①　助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

②　助成事業の内容を変更しようとするとき。

③　助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（２）　助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業事故報告書により報告するとともに、区長からの指示に従わなければならない。

（３）　区長から助成事業の遂行の状況について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（４）　区長から助成金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って助成事業を遂行すべきことを命じられたときは、この命令に従わなければならない。

（５）　（４）の命令に違反し、区長から助成事業の一時停止を命じられたときは、助成事業を一時停止し、助成金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合させるための措置を指定された期日までにとらなければならない。

（６）　助成事業が完了したとき（区長が（１）の申請により廃止の承認をしたときを含む。）又は助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から１４日以内に世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業実績報告書（助成法人が社会福祉法人の場合には、補助事業実績報告書）に必要な書類を添付して助成事業の実績を報告しなければならない。

（７）　区長から助成事業の成果を助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための措置をとるべきことを命じられたときは、この命令に従って必要な処置を行い、その結果を世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業実績報告書（助成法人が社会福祉法人の場合においては、補助事業実績報告書）により区長に報告しなければならない。

（８）　区長から助成金の額の確定の通知を受けたときは、世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等研修費助成金交付額確定通知書に記載された日までに、世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等研修費助成金請求書により区長に助成金の交付の請求をしなければならない。

（９）　助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消す。この場合において、損害が生じたとしても区は一切の責を負わない。

①　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

②　助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。

③　助成事業の成果又は助成事業の事業費の実績額が著しく交付申請の内容を下回るとき。

④　①から③までに掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件、世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付要綱の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

（10）　（９）により助成金の交付の決定を取り消された場合において、助成事業の

　　　当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、区長が

定めた期限までに当該助成金を返還しなければならない。

（11）　（10）により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額~~。~~）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（12）　（10）により助成金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（13）　（11）の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、助成法人の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（14）　（12）の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（15）　助成対象者が世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等研修費助成金交付要綱又は当該要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられ、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止する。

（16）　助成事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（17）　この助成金に関して、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条第７項の規定に基づき、本区監査委員の監査を受けることがある。

（18）　この助成金に関して、法第２２１条第２項の規定に基づき、区長は、助成事

業の状況を調査し、又は報告を求めることがある。

第４号様式（第７条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業

変更・中止・廃止承認申請書

　世田谷区長　　あて

　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　　号で交付決定通知を受けた世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業を変更・中止・廃止したいので申請します。

記

１　変更内容

　　別記助成事業変更計画書記載のとおり

２　変更・中止・廃止の理由

３　変更が助成事業に与える影響及び効果

４　中止・廃止後の措置

５　中止の期間

（注）①変更の場合は、４及び５には記載しないこと。

　　　②中止又は廃止の場合は、１及び３（廃止の場合は、５を含む。）には記載しないこと。

第４号様式の別記

助成事業変更計画書

１　変更計画対照表（変更部分のみ記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 当初計画 | | 変更計画 | |
| 助成事業の内容 | 助成事業に要する経費額（円） | 助成事業の内容 | 助成事業に要する経費額（円） |
|  |  |  |  |

２　変更後の研修等計画表

別紙、研修等計画表（第２号様式）のとおり

（交付申請書に準じて作成すること。）

第５号様式（第７条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業変更・中止・廃止承認書

　　　　　　　　　　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　世田谷区長　　印

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業に係る助成事業の変更・中止・廃止については、下記のとおり承認したので通知します。

記

１　変更する事項

　　変更（その内容）

　　中止（中止の期間）

　　廃止

２　中止・廃止後にとるべき措置

第６号様式（第８条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業事故報告書

　世田谷区長　　あて

　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　　号をもって交付決定通知を受けた世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１　事故の内容

２　理由

３　事故に対する措置

４　事故が助成事業に与えた影響

５　備考

第７号様式（第１０条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業遂行命令通知書

　　　　　　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　世田谷区長　　印

　　　　年　　　月　　　日付　　　　第　　　　号で通知した世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業の遂行を、下記のとおり命じます。

記

１　命じる措置

２　理由

第８号様式（第１０条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業停止命令通知書

　　　　　　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　世田谷区長　　印

　　　　年　　　月　　　日付　　　　第　　　　号で通知した世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業の一時停止を、下記のとおり命じます。

記

１　命じる措置

２　理由

３　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　　号で通知した助成条件に適合させるための措置を　　　　年　　月　　日までにとらないときは、助成決定の一部又は全部を取り消すことがある。

第９号様式（第１１条関係）

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業実績報告書

　　年　　月　　日

　世田谷区長　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　　号で通知を受けた助成金について、助成事業の実績を下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 助成事業に要した経費 | | 円 |
| 助成事業の成果 |  | |
| 添付書類 | 研修等実績報告書（実施内容が確認できるパンフレット、領収書等を添付すること） | |

第１０号様式（第１１条関係）

研　修　等　実　績　報　告　書

１　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 所在地 |  |
| 担当者名 |  | 連絡先 |  |

２　事業所の名称

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 |  | | 所在地 |  |
| 定員 | 認知症対応型共同生活介護事業所：　　　人 | 小規模多機能型居宅介護事業所（登録定員）：　　　人 | | |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所（登録定員）：　　　人 | | |

３　研修等の実施内容　（１）～（４）のいずれかを記入

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施  年月日 | 内　容 | 交付申請時  予定額（円） | 実績額  （円） | 差額 | 国又は他の地方公共団体等からの補助金額 | 備考（※） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 | |  | A |  | B |  |

４　既交付決定額　　　 　円　　実支出額　　　　　 円（A－B）

第１１号様式（第１２条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業是正命令通知書

　　　　　　　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　世田谷区長　　印

　　　　　年　　月　　日付事業実績報告のあった世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業に係る助成事業の是正のための措置を下記のとおり命じます。

記

１　命じる措置

２　理　　　由

第１２号様式（第１３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付額確定通知書

　　　　　　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　世田谷区長　　印

年　　月　　日付　　　　第　　　　号で交付決定通知した世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金については、　　　　年　　月　　日付の助成事業実績報告書に基づき助成金交付額を確定したので通知します。

記

１．確定内容

２．請求

　　　　　　　年　　月　　日までに、世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金請求書により請求を行うこと。

第１３号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金請求書

　世田谷区長　　あて

名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付　　　　　　　第　　　号で交付額確定通知を受けた世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金について下記のとおり請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 請求金額 | 円 |

第１４号様式（第１４条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付決定取消通知書

　　　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　世田谷区長　　印

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　　号で確定した世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費の助成金の交付の決定を、下記のとおり取り消したので、通知します。また、この取消しに係る部分について、既に交付されている助成金の返還を下記のとおり命じます。

記

１　取消しの範囲

２　理　　　　由

３　返還する金額

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金 | 円 |

４　返還期限

　　　　　　　年　　　月　　　日